

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】令和6年5月2日(2024.5.2)

【公開番号】特開2022-91819(P2022-91819A)

【公開日】令和4年6月21日(2022.6.21)

【年通号数】公開公報(特許)2022-111

【出願番号】特願2022-39836(P2022-39836)

【国際特許分類】

F 16 G 1/28(2006.01)

10

F 16 G 1/08(2006.01)

F 16 G 5/06(2006.01)

D 02 G 3/16(2006.01)

【F I】

F 16 G 1/28 E

F 16 G 1/08 A

F 16 G 5/06 A

D 02 G 3/16

【手続補正書】

20

【提出日】令和6年4月23日(2024.4.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

本発明は、エラストマー製のベルト本体と、前記ベルト本体に埋設されるとともにベルト幅方向にピッチを有する螺旋を形成するように設けられたカーボン繊維製の心線とを備えた伝動ベルトであって、前記心線を構成する前記カーボン繊維の総フィラメント本数が12000本であり、前記心線が前記カーボン繊維のフィラメント束を一方的に撚った片撚り糸であり、前記片撚り糸の心線の長さ10cm当たりの撚り数が4回/10cm以上10回/10cm以下であり、前記心線のベルト幅10mm当たりの本数が7本/10mm以上9本/10mm以下であり、ベルト伸張率0.2%時のベルト幅1mm当たりのベルト張力T<sub>0.2</sub>が90N/mm以上140N/mm以下であるとともに、ベルト伸張率0.5%時のベルト幅1mm当たりのベルト張力T<sub>0.5</sub>が220N/mm以上300N/mm以下である。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エラストマー製のベルト本体と、前記ベルト本体に埋設されるとともにベルト幅方向にピッチを有する螺旋を形成するように設けられたカーボン繊維製の心線と、を備えた伝動ベルトであって、

前記心線を構成する前記カーボン繊維の総フィラメント本数が12000本であり、

前記心線が前記カーボン繊維のフィラメント束を一方的に撚った片撚り糸であり、

前記片撚り糸の心線の長さ10cm当たりの撚り数が4回/10cm以上10回/10cm

50

m以下であり、

前記心線のベルト幅10mm当たりの本数が7本/10mm以上9本/10mm以下であり、

ベルト伸張率0.2%時のベルト幅1mm当たりのベルト張力 $T_{0.2}$ が90N/mm以上140N/mm以下であるとともに、ベルト伸張率0.5%時のベルト幅1mm当たりのベルト張力 $T_{0.5}$ が220N/mm以上300N/mm以下である伝動ベルト。

**【請求項2】**

請求項1に記載された伝動ベルトにおいて、

前記ベルト本体がポリウレタン樹脂で形成されている伝動ベルト。

**【請求項3】**

10

請求項1又は2に記載された伝動ベルトにおいて、

前記心線を構成する前記カーボン繊維がPAN系カーボン繊維である伝動ベルト。

**【請求項4】**

請求項1乃至3のいずれかに記載された伝動ベルトにおいて、

前記カーボン繊維のフィラメント径が4μm以上9μm以下である伝動ベルト。

**【請求項5】**

請求項1乃至4のいずれかに記載された伝動ベルトにおいて、

前記ベルト張力 $T_{0.2}$ /ベルト張力 $T_{0.5}$ が0.55以下である伝動ベルト。

**【請求項6】**

請求項1乃至5のいずれかに記載された伝動ベルトにおいて、

20

前記ベルト本体が歯付ベルト本体である伝動ベルト。

30

40

50